

【結婚新生活支援事業費補助金】

目的	少子化対策の一環として、若者の結婚を経済的に支援することを目的とする。
対象世帯	1.令和8年1月1日以降に婚姻届を受理され、同一世帯となった夫婦。 2.申請時に、夫婦ともに野辺地町の住民基本台帳に登録されている。 3.婚姻届を受理された時点で、夫婦共に年齢が39歳以下である。 4.新婚夫婦の所得の合計が500万円未満である。 ※所得の算出方法は、直近の所得証明書を基に夫婦の所得を合算したもの。 5.過去に野辺地町又は他自治体において、この要綱と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない。 6.野辺地町の町税を滞納していない。 7.婚姻後継続して3年以上野辺地町に居住する意思がある。 8.野辺地町暴力団排除条例(平成23年野辺地町条例第18号)に規定する暴力団員ではない。
補助金の額	1世帯あたり上限30万円。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下である場合に、1世帯あたり上限60万円。
対象となる経費	補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用のうち、補助対象期間内に支払った金額を合算した額とする。 (1)住宅取得費用 婚姻を機に新たに住居を取得するための費用。婚姻日より前に取得した住宅については、その取得が婚姻日から起算して1年以内であるもの。 (2)リフォーム費用 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外。婚姻日より前にリフォームした住宅については、そのリフォームが婚姻日から起算して1年以内であるもの。 (3)住宅賃借費用 物件を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料。 (4)引越費用 引越しに係る経費で、引越業者又は運送業者への支払に係る実費。 ※補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨て。
申請の方法	申請を希望する方は、申請受付期間内に下記に掲げる書類を企画財政課まで提出してください。 ①補助金交付申請書(様式第1号) ②婚姻後の戸籍謄本 ③夫婦の直近の所得証明書 ④誓約書兼同意書(様式第2号) ⑤新婚世帯全員の住民票 ⑥(該当する場合のみ)貸与型奨学金の返済を確認できる書類の写し ⑦(該当する場合のみ)住宅手当支給証明書(様式第3号) ⑧(該当する場合のみ)物件の工事契約書又は売買契約書の写し

	<p>⑨（該当する場合のみ）物件の賃貸借契約書の写し</p> <p>⑩（該当する場合のみ）引越しに係る見積書又は領収書</p> <p>⑪講座等受講確認書(様式第 4 号)</p> <p>※令和 8 年度からは、町が指定した講座等を受講することが補助金交付要件に加わり ました。</p> <p>⑫その他町長が必要と認める書類</p> <p>*申請書類が必要な場合は、企画財政課までご連絡下さい。</p>
申請受付期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 2 8 日※予算がなくなり次第受付を締め切ります。
補助金交付までの おおまかな 流れ	<p>①町は提出された申請書等の内容を審査し、適当と認めた場合には申請者に通知（交付 決定通知書による）</p> <p>②交付決定者は補助対象となる支出を完了後、町に実績報告書等を提出 （実績報告の提出期限は、申請年度の 2 月 2 8 日まで）</p> <p>③町は提出された実績報告書等の内容を審査し、補助金の額を決定した上で交付決定者 に通知（確定通知書による）</p> <p>④③の通知書を受けた交付決定者は、補助金の請求書を町に提出</p> <p>⑤補助金の交付</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付を受けた方はアンケートへのご協力をお願いいたします。 ・補助金の交付を受けた後、3 年に満たずに転出した場合には補助金を返還いただくこ とになります。
問い合わせ先	野辺地町企画財政課 企画政策担当☎：0175-64-2111（内線 234）